

国道4号福島市・郡山市区間早期完全4車化整備促進に関する意見書

提出議員

宗 像 好 雄

賛成議員

佐 藤 喜 代 一

今 井 久 敏

八 重 樫 小 代 子

太 田 忠 良

佐 藤 栄 一

国道4号福島市・郡山市区間早期完全4車化整備促進に関する意見書

道路は、我々の生活と経済・社会活動を支える根幹をなす社会資本であり、これからの広域的な連携・協力による特色ある地域づくりを図るために、欠くことのできない最も重要な基盤施設である。

本地域は福島県の中通りに位置し、県都福島市と郡山市を結ぶ位置にあり、国道4号により両市及び首都圏と結ばれている。

この国道4号は、地域の生活や経済を支える重要な路線であるばかりか、東北と首都圏の経済、文化の交流にとっても最も重要な路線であり、国においては4車拡幅工事が計画的に進められ、大玉村工区の事業計画も本宮拡幅延伸として決定され、平成14年度から事業に着手された。

しかし、経済の低迷、国家財政が厳しい状況の下にあって、公共事業の大幅な見直しが叫ばれるなか、道路関係予算総額が毎年減少しているとともに、道路特定財源の見直しや使途の拡大などが検討されており、事業の進展に一抹の不安を覚えるばかりか、地方が切り捨てられるのではないかという強い危惧が感じられる。

国道の整備はもとより、中山間地を抱える福島県においては、地方部の道路整備が一層遅れる懸念も生じており、道路関係予算総額の減少、道路特定財源の見直しや使途の拡大は、公平な公共サービスの享受の観点からも非常に大きな問題である。

特に、低迷する地域経済の活性化と、バランスある国土造り、地方と中央を円滑に結び豊かな生活の基盤を支えるためにも、必要な財源、予算を確保し積極的な道路整備が行われることが重要である。

このため、次の事項について強く要望する。

記

- 1 地方の道路整備の実情を踏まえ、道路関係予算総額の減少について早急に見直しを行い、地方の道路整備を促進するために、地方への道路予算への重点配分を行うこと。
- 2 道路特定財源を他に転用することなく、一般財源を大幅に投入し道路整備を推進すること。
- 3 国道4号福島市・郡山市区間早期完全4車化整備の促進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年7月4日

郡山市議会